神奈川県委託事業（障害福祉課）　　平成２５年１２月２日

平成２５年「重度障害児者医療的ケア実務者研修(喀痰吸引等研修)事業」

第三号(特定の者対象）研修(第２回)実施要項

【基本研修（講義・演習)、知識確認テスト、実地研修】

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

Ⅰ．研修事業の目的

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成２３年法律第７２号）の第５条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和６２年法律第３０号）の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正がおこなわれました。

これにより、平成２４年４月１日から介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等を前提に、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できるようになりました。

平成２５年度の喀痰吸引等研修事業は、当法人が神奈川県の委託（障害福祉課）を受けて実施いたします。このうち、ここでは第三号（特定の者対象）研修（第２回）実施要項についてお示ししています。

たんの吸引等は、介護職員等にとってもサービス支援を受ける利用者さんにとっても「生命」に係る重要な行為です。たんの吸引等研修は、人としての尊厳にかかわる行為であることとを認識していただくとともに、一人ひとりのニーズに対し適切な知識・技能を修得することを目的としています。必要なケアをより安全かつ適切に行えるよう、介護職員等を養成していく研修事業です。

喀痰吸引制度が始まって２年目です。福祉と医療との連携が深まり、居宅の利用者さんに関する、介護職員と看護師等医療職の方とのケース会議などが行われるようになったとの報告が入るようになっています。

Ⅱ．第三号（特定の者対象）研修課程

１．研修課程　１

基本研修（講義及び演習）９Ｈ ＋	**筆記試験**（知識定着確認テスト）＋	**実地研修**・評価
	２０問（四肢択一）９割以上	特定の者に対する必要な行為

研修課程　２

		（特定の者対象）		
		第３号研修(実地研修を重視した類型)		
		科目又は行為	時間又は回数	
１.基本研修	① 講義	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	２	９Ｈ
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	６	
		緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
	② 演習	喀痰吸引等に関する演習	１	

２.実地研修	喀痰吸引	口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
		鼻腔内の喀痰吸引	
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	
	経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
		経鼻経管栄養	

２.【 第３号特定研修の概要 】

（１）基本研修(講義)：指導講師による座学８時間の講義を受講します。
テキスト：厚生労働省が作成した「介護職員等による喀痰の吸引等の実施のための状態別・疾患別に配慮した研修テキスト(第３号研修(特定の者対象))」及び資料を使用します。

（２）基本研修(演習)：シミュレーション人形を使用して、医行為（喀痰吸引・経管栄養）についての演習(１時間)を受けます。

（３）知識確認テスト：筆記試験問題２０問(四肢択一)／３０分、９０点以上が合格。

（４）講義・演習すべてを受講、知識確認テストを合格した受講者には、「基礎研修・知識確認テスト修了受講証」を当法人として発行致します。

（５）現場演習及び実地研修：知識確認テスト合格者が、受講生所属の施設・事業所において、予め同意を得ています対象者（研修協力者）に対し、指導講師(看護師等)の指導を受けて「現場演習」及び「実地研修」を実施いたします。
「現場演習」とは、実地研修の序盤に実際に研修協力者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員等が行う喀痰吸引等を見ながら、研修協力者ごとの手順に従って演習を実施することで、プロセスの評価を行います。
「実地研修」は、特定の者の特定の行為ごとに行います。
医行為（喀痰吸引・経管栄養）については、医師の指示等の条件の下、評価票の全ての項目について「受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで」また、連続２回「手順どおりに実施できる」となった場合に、医師等指導講師の評価(評価票による)を受け、実地研修の修了を認めることになります。

（６）実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする利用者の同意を得ていること。
また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面による指示書を用意する必要があります。

（７）報告書の提出：実地研修終了後、当法人所定の「実地研修修了報告書」を提出して頂きます。
併せて、医師等指導講師が評価しました「評価票」の写しを添付して下さい。「現場演習」の評価についても、記入して下さい。

（８）修了証の発行：「実地研修報告書」の内容を確認して、当法人として「研修修了証」を発行します。
「喀痰吸引等研修実施要綱について」（厚生労働省・援護局長、社援発０３３０第４３号　平成２４年３月３０日）に基づいていることの確認をします。

（９）現場演習及び実地研修は、３月初旬までに終了し、「研修修了証」を得て、「認定特定行為業務従事者認定証」の申請を、神奈川県庁に年度内に行う必要があります。

（１０）現場演習及び実地研修が終了できない場合は、次年度の研修（実地研修のみの「認定特定行為業務従事者認定証」既取得者等対象の第３号特定研修の受講資格（ロ））を新たに受講することになり料金が派生することになります。

Ⅲ．研修開催日及び募集人員と会場

研修課程	研修日・日程（平成２５年）	募集人員等	会　場
第２回. 基礎研修（講義）	2014　2月02日（日）10:00～17;10	Ａ：120名	昭和大学保健医療学部 104教室
基礎研修（演習）	2014 2月11日(火･祝)10:00～12:00 13:00～14:15 14:30～15:45	全体 Ａ１喀痰吸引 Ａ２経管栄養	(講義)104教室（昭和大） (演習)実習室
筆記試験（第１回） (第２回)追試	2014 2月11日(火･祝) 16:00～16:30 17:00～17:30		昭和大学保健医療学部 104教室
現場演習・実地研修	筆記試験合格後、指導講師により現場演習及び実地研修を実施。 ３月初旬まで		受講生所属各施設・事業所

Ⅳ．研修会場

○　昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

〒．226-8555 横浜市緑区十日市場町1865　　Tel.045-985-6500

交通アクセス：ＪＲ十日市場駅よりバス若葉台中央行き中山谷下車　徒歩５分

Ⅴ．募集人数

１２０名

Ⅵ．受講料

第三号特定研修　　受講料　１名　　６．０００円

※ 受講料には、テキスト代、資料代等の一部、及び、研修中の損害保険料代を含みます。

※ 支払われた受講料は、受講を中止されても返却できませんので、ご承知下さい。

Ⅶ．受講申し込み

１．研修受講申込みは、貴施設・事業所として申し込んでください。受講生は、貴施設・事業所の推薦者として受け止めます。

２．次の提出書類に記入して郵送して下さい。各提出書類は、フュージョンコムのホームページからダウンロードできます。

①「研修受講申込書」県障Ｈ２５特３(2)－１全

受講生氏名は、住民票を基に正しく記入して下さい。修了証の発行後の訂正が多々あります。

②「実地研修実施機関承諾書」県障Ｈ２５特３(2)－２共通

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」である場合は、「登録番号通知」の写しを添付して下さい。

③「研修受講申込書(個人用)」県障Ｈ２５特３(2)－３

氏名・生年月日は、「研修修了書」の発行等に使用します。住民票に則り正確に記入して下さい。修了証発行後の訂正や認定証申請時に県から誤記の指摘等が多々あります。結婚等で名字の変わった方も必ず届出して下さい。

④「指導看護師調書及び指導講師承諾書」県障Ｈ２５特３(2)－４共通

保有免許証の写し及び指導者養成講習を修了している場合には、修了証明書の写しを添付して下さい。

⑤「たんの吸引等研修実施体制整備チェックシート」

「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者)」の認定をまだ受けていない事業者については、

このチェックシートを参考に、研修を進めるに当たっての準備を確認してください。

Ⅷ．実地研修終了後

⑥「実地研修修了報告書」県障Ｈ２５特３(2)－５全

・実地研修評価票の記録(第３号特定評価票)の写しを添付して下さい。

・実地研修は、３月初旬までには終了して、報告書を提出して下さい。

・報告書の提出→修了証の発行→県へ認定書の申請手続きを考えますと、年度内に終了することが求められます。

・実地研修が終了できない場合は、次年度の研修（実地研修のみの「認定特定行為業務従事者認定証」既取得者等対象の第３号特定研修の受講資格（ロ））を新たに受講することになり料金が派生することになります。

Ⅸ．募集期間等

平成２５年１２月５日(木)～平成２６年１月２２日(水)**事務局必着**

※締め切り後、受講決定の案内と受講料振込用紙（郵便局）を送付いたします。

Ｘ．受講生の皆様へ

１．たんの吸引等の研修は、介護職員等にとっても、実地研修で協力頂く利用者さんにとっても「生命」また「人としての尊厳」に係る重要な行為であることを認識して頂き、利用者さん一人ひとりの健康・ニーズに対応する知識・技能を学び、修得して頂くことを目的とする研修です。

２．日頃の介護に係る皆さんにとって、有意義な研修の機会になるよう、この「たんの吸引等研修」に係る医師・看護師等、研修スタッフも、準備・実施に努めます。

ＸＩ．各施設・事業所の研修担当者へ

１．「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたしましたが、受講生にとっての実地研修の対象者は、受講生が日頃、介護する利用者で健康状態も理解し把握している方にお願いして、同意を得るようにして下さい。

２．医師の研修指示書、実地研修協力利用者の同意を得ること等については、「実地研修実施機関」の責任において対応して下さい。

３．実地研修における指導講師については、費用等を含めて「実地研修実施機関」の責任において確保して下さい。

４．実地研修における保険

実地研修を行う各施設・事業所において研修を行う時は、当法人として損害賠償・傷害保険を掛けます。

ＸⅡ．指導講師（看護師等）による「実地研修修了の認定」について

１．第３号（特定の者対象）研修における「実地研修」については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。

２．実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする利用者の同意を得ていること。また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面による指示書を用意する必要があります。

３．指導講師（看護師等）は、基礎研修（講義・演習）を受講し、知識確認テストに合格した受講生に対し、受講生所属の施設・事業所において、予め同意を得ています対象者（研修協力者）に対し,「現場演習」及び「実地研修」を実施します。

４．**「現場演習」**とは、実地研修の序盤に実際に研修協力者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員等が行う喀痰吸引等を見ながら、研修協力者ごとの手順に従って演習を実施することで、プロセスの評価を行います。

「実地研修」は、特定の者の特定の行為ごとに行います。

医行為（喀痰吸引・経管栄養）については、医師の指示等の条件の下、評価票の全ての項目について「受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで」また、連続２回「手順どおりに実施できる」となった場合に、医師等指導講師は、評価(評価票による)をし、実地研修の修了を認めることになります。

５．指導講師（看護師等）は、研修受講性が、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを評価することとなっています。

６．「喀痰吸引等研修実施要綱」(厚生労働省　社援発 0330 第 43 号　平成 24 年 3 月 30 日)

別添３「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修修得程度の審査方法について」に則って、実施する医行為の内容に応じた**評価票**を用いて認定を行って下さい。

評価票は、受講者１名に対して研修協力者（利用者）１名に、必要とする医行為ごとに評価をして下さい。評価票には、現場演習における評価も記入して下さい。

７．当該研修受講者が修得すべき全ての行為ごとの実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について、実地研修指導講師の評価結果が、**「実地研修評価基準・評価票」**で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定してください。

８．※　人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実地研修については、別途研修を行う必要があります。特に、「現場演習」(カニューレやペットボトルで製作した簡易なシミュレーター等）によって慎重に演習を行った上で、実地研修協力者に係わるご指導をお願いいたします。

９．**「実地研修評価基準・評価票」**は、国の「喀痰吸引等研修実施要綱」又は、「第３号（特定の者対象）研修テキスト」に示されてあります。

１０．実地研修を修了しましたら、「実地研修修了報告書」県障Ｈ２５特３(2)－５全によって、合否認定を報告して下さい。その際には、評価しました評価票の写しを添付して下さい。

１１．指導看護師等の講習を受けていない方は、平成２５年度は、下記に示します県委託の「指導者育成（伝達講習)」を受講して下さい。

○　平成２５年１２月２２日（日）10:00～17:00　　昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

１２．実地研修指導講師については、「改正省令や施行通知」（※）では、「指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと。」となっています。

※１．社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成２３年厚生労働省令第 126 号)附則第１１条第１項（喀痰吸引等が医行為であるから当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を、医師、保健師、助産師及び看護師に限定)

２．「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」(喀痰吸引等関係)
社援発 1111 第１号平成 23 年 11 月 11 日　第２次改正社援発 0312 第 24 号平成 25 年 3 月 12 日
第５-１-（３）（指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい。）

１３．尚、「第３号特定実地研修評価票」は、第三号（特定のもの対象）の研修テキストに掲載されてあります。又、当法人フュージョンコムのホームページにも掲載してあります。「事業所名」「受講生名」「協力利用者名」「指導講師名」及び「現場演習」の評価も記入できるように加工してあります。

１４．厚生労働省ＨＰから「指導者マニュアル」及び「研修用テキスト」は、ダウンロードすることが出来ます。また、「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の研修カリキュラムを【動画】で見ることが出来ます。

手順：①　福祉・介護　障害福祉　　②　政策分野関連情報

③　平成２４年度喀痰吸引等指導者講習事業（第三号研修指導者分）資料

④　介護職員等による喀痰吸引等の実施のための状態別、疾患別に配慮した研修テキスト（第三号研修（特定の者対象））　http://www.db1.co.jp/tkic/

ＸⅢ．個人情報の取り扱いについて

申し込み時に頂きました個人情報は、本研修事業の資料として厳重に管理いたします。この他、「修了証明書」の発行に使用する他、登録研修機関として神奈川県に提出する報告書等に使用します。目的以外に使用はいたしません。

以　上

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
事務局：〒．221-0844　横浜市神奈川区沢渡４－２　神奈川県社会福祉会館内
電話：045-311-8742　　Fax：045-324-8985
連絡携帯：０９０－２１４５－４７５６
Ｅメール：jimukyoku@kenshikyou.jp、　ＨＰ：http://www.kenshikyou.jp